



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

滋賀県行政書士会館について

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

滋賀会館の廃止と事務局移転

さる11月18日(水)の読売新聞は「県が滋賀会館を来年3月末で廃止する。」と報じた。なんと滋賀県行政書士会(以下「滋賀会」という)はあと3カ月あまりで事務局の退去を求められるという危機に瀕したのである。

県所有の滋賀会館は、「行政財産使用許可申請」を行い、1年ごとに「使用許可」を受けて使用してきた。条件書には「必要が生じたときは使用許可を取り消す。」「取り消しの場合の損失について補償を求めることができない。」と規定。一般的な賃貸借契約ではなく、契約解除の条項や立ち退き料等の賃借人としての権利保全は一切ないとする内容であった。

滋賀会館は「やがては廃止」という情報を得てはいたがその時期は不明であった。事務局移転先の確保は役員等の共通の認識としていたが、大津市内で好条件の事務局候補地を物色し、条件調整や資金調達をスムーズにすすめても、短期間で実現することは困難が予想されていた。

そんなとき、会員から候補地の情報が寄せられたのである。滋賀会として全く予期せぬ情報ではあったが、ただちに必要の情報収集と関係機関等との調整を図り、この建物を会館とするべく購入を即断したが、判断の根拠としたものに先輩役員の見識の明と英断があった。

危機管理意識の効用

目的を「滋賀会の財源についてその健全性を維持し、本会を取り巻く社会環境・制度の改革等に対応するための特別な財源とするため、財務調整会計を設置する。」として、滋賀会財務調整会計規則は当時の理事会で決議し、平成14年4月18日に施行された。以来今日まで、誰にも見えず予測不能な危機に対して、貴重な会費の中から、時には必要とする役員の前年予算要求をむりやり削減しながらも、微々たる額ではあるが繰入金積み立てられた。この積立金があったからこそ会館取得の決断ができたのである。まさに役員等の危機管理意識の高さが、今回の緊急事態に大きな価値を生み出したのである。あらためて敬意を表する次第である。



(読売新聞著作権許諾済)

機関決定に7ヵ月

滋賀会会則第34条で「重要な財産の取得および処分ならびに多額の債務の負担に関する事。」は総会の議決事項とされている。滋賀会存亡の緊急事態と言っても、会館の取得は機関決定を経なければ何もすることができない。そこで、6月に正副会長会で決断し、7月に理事会に諮り、8月に臨時総会を開催して会館購入と会債発行の議決をいただいた。

そして、会員各位の大切なお金で会債を購入していただき、10月末までに資金調達を終え、11月に契約締結と一部の代金を支払い、あしかけ7カ月に及ぶ諸手続を踏まえて会館取得が実現したのである。この間の役員、会員、関係各位の多大なご理解ご協力に深く感謝するものである。

資産運用の責務

建物は「滋賀県行政書士会館」と命名した。12月23日事務局移転、来年1月4日から開館の予定で内外装工事をすすめている。新年の1月9日には、会員各位や関係者にご参加いただき、新年会を兼ねた滋賀県行政書士会館の開館記念祝賀会を予定している。

しかし会館として建物は購入したが、土地は大津市の行政財産である。幸いにも関係議員等のご尽力により、行政書士会が公的団体としての住民奉仕の役割を担うことをご理解いただき、二年ごとの賃貸借契約となっている。

会長をはじめとする役員には、大きな債務をいかに償還するか、購入した資産からいかなる価値を生み出し会員に還元するかという責務が生じている。役員一同は英知と知的資産を結集して、無駄の削減と効率的な会の運営に踏み出そうとしている。会員各位のさらなるご支援をお願いしたい。

